

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

經濟學部
研究室
5
12.16

昭林書局

昭林書局藏書

昭林書局

昭林書局藏書

昭林書局藏書

昭林書局

昭林書局藏書



38494

邦に強半場より誠心必至心補仕奉
 御書宗家様二本松御陣所より右難攻之由
 御願事申上之由 御書宗家様御願事申上之由
 下等之難事宗家様御願事申上之由 御書宗家様御願事申上之由
 交先我御國一上意向奉承御願事申上之由
 御上様御願事申上之由 御書宗家様御願事申上之由
 有年御願事申上之由 御書宗家様御願事申上之由
 御上様御願事申上之由 御書宗家様御願事申上之由

以下御願事申上之由 御書宗家様御願事申上之由
 御上様御願事申上之由 御書宗家様御願事申上之由

明治三年
 己二月

位田村
 基重

下接村
 御書宗家様御願事申上之由
 御上様御願事申上之由

高法御役所

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

右如掌領之左權

一

右如掌領之左權
右如掌領之左權

右如掌領之左權

右如掌領之左權

右如掌領之左權

右如掌領之左權

右如掌領之左權

東院中場令等御心算成仕るる仕書
心算成仕るる書

御書之様御殿人数二本松表は活字以書
述之書表は活字以書

御清書は活
字博書物之様は右雜活字は活字初は
活字初は活字初は活字初は活字初は
活字初は活字初は活字初は活字初は
活字初は活字初は活字初は活字初は

御書之様御殿人数二本松表は活字以書
述之書表は活字以書
御清書は活
字博書物之様は右雜活字は活字初は
活字初は活字初は活字初は活字初は
活字初は活字初は活字初は活字初は
活字初は活字初は活字初は活字初は
活字初は活字初は活字初は活字初は
活字初は活字初は活字初は活字初は

朱書

佛心書一紙并金

御上極之國光多喜思之既行極有義
本心之友也新古乃足更如一別中亦文
通報金仕交有十指台信幸運取入下
毛の一為重喜在身の了中及智近遊九仕
左奉教の川也十書守之運取也

明治
己三作

會經取下持封
信書物之佛金の所元
小村金屋

台書事の運取也

神後取信封

是書

之類之通報金は圓解は在るに非
有るは後之の別也通
上極仕

朱書

明治三年

己二月十二日

信田村

早瀬清太郎

昔の歌下校村
はるかにありあけ
の光を照らす
上りて
下りて

南法方
御役所

全穀御役所へ奉呈 上掲の如く御役所へ
字

字

南法方御役所

信田村

早瀬清太郎

御役所
百両
正金

大御所

己二月十二日

早瀬清太郎

右の如く奉呈
南法方御役所へ別紙原書
以て通す
通す
早瀬清太郎

朱書

本御借取言々寫

正金百圓

大善敵金債力也 進言必出之在之以上

明治二十三年

二月十二日

高根

國産高法

袖袋形田村甚名場及

高根本隊御分隊 二本橋 御出張

隊長 貫名徳次郎様

軍事奉行 石黒 勢様

御目付 辻 平内様

軍事局 宇津木助吉様

司 橋本勲七郎様

司 久保田松之進様

軍事局 木下 周玄 撰

已上

山堀勝之進 撰

津藤辰以 撰

右者 示 松御出張中 予 所 別 松 御 官 配
奉 部 御 方 御 性 名 也

予 御 官 配 御 性 名 也

予 御 官 配

右 無 業 并 出 願 中 止

愛知郡 下 野 村

山 堀 勝 之 進 撰

少 松 金 左 衛 門

一 全

右 松 宰 領 元 藏 中 右 近 衛 年 以 月

右 松 宰 領 元 藏 中 右 近 衛 年 以 月

右 松 宰 領 元 藏 中 右 近 衛 年 以 月

右 松 宰 領 元 藏 中 右 近 衛 年 以 月

局 末下周主様

已上

山堀勝之進様

津藤辰之丞様

寺内別格 御旨能

名也

御旨能
御旨能
御旨能

御旨能

寺内上

愛知郡下村

山堀相部會所元

山堀金左衛門

寺内此在年以月

田村甚右衛門 方之至

御下り此の如く御

下御人數進之御様也

寺内上
御旨能
御旨能
御旨能

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

慈善寺河額古事

慈善寺古事
河額古事

一

右如字領之職也者此歷年八月有之神
傍那佐田村其古事也其古事則表
而下也其古事也
官軍御人數進之選擇也其古事則表
之其古事也其古事也其古事也其古事也

御好中 今自述於至一言 御禮不
申 申 誠心中 延壽全
御上様 御威光 迄多思 以何 延壽
友 心 之交 御 心 為 信 實 如 別 代 中
文 通 敵 金 仕 友 方 中 坊 方 何 事 中
迄 入 少 事 心 一 何 主 甚 事 中 事 中
及 如 近 迄 迄 仕 友 方 中 坊 方 何 事 中
迄 入 少 事 心 一 何 主 甚 事 中 事 中

明治三年
己二月

下野村
延壽全
小杉金三郎

高法方
御役所

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

関戸

上京平五番之内

三組

島崎地下七丁目

松田屋
事務

此者知合口皇及皇御事

此等中金札差出たり正金諸藩より上納の事御下
渡が成る事謹テ廣大 御仁政の事感戴し
今も未だ未だ日進し兩藩町場所長上納所也
出奉
此中金札上納の事正金御下渡の事
利便の事

明治二年六月十日

行政官

金札引替の通に相違し相違し廢正金同格
通用の御旨御布令に成り今度天下に傳信
は方召會議の上全國力に從之當り新貨

幣清遠事也申年迄の旨引替る事若年
限中引替る事金札所納の事一月の事
利息の七月十二月兩度刻令御拂下り
作付
る今後萬一 御趣意に違ふ事有るに於て
嚴重御祈る事 作付

皇國明治二年六月

行政官

金札の儀十二年限通用の御發給の事
今般御仕法と改別候通引替の通

皇御金標（おんぎんひょう）は先般御布告（ごふこく）の如く五万兩
 の製造増と申上は是迄御製造（ごぞうぞう）の如く
 千三百兩余石高（せきこう）の如く千四百兩余の如く
 御入費拂（ごにりひらひら）の如く千五百兩の如く
 年貢取立（ねんぐりとりだて）の如く御入費（ごにりひらひら）の外、府下
 縣石高海備（あまのこし）の如く有るは元國力（くにぢから）の如く振
 出（しで）の如く引替（ひきかへ）の如く是れ御入費（ごにりひらひら）の如く
 三千兩千兩の如く御振和断（ごしんわだん）の如く是れ製造機
 械（きかい）の如く作付（つくひ）の如く是れ是れ
 明治二年六月

以書付通使（いしよふとほし）の如く是れ

（この通は作中の通） 京都府

一 以書判

右今般廣大御仁意（ごにんい）の如く是れ是れ是れ
 不持汝（ふもち）の如く是れ是れ是れ是れ是れ
 是れ是れ是れ是れ是れ是れ是れ是れ是れ
 是れ是れ是れ是れ是れ是れ是れ是れ是れ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

御一新後 後日之覺

六月廿日

一 每月三三四日

年二十七日

右法奏御別布不致下月

筆子家法

許返徳一紙中而取斷中

書徳西 用紙版

一 諸願届 正四時限

一 同安書請取日 三十八日

一 毎月一六休日

火之願出度儀 右刻限

此の願成共子共々

作願

息日書

一 當所松村を慶幸年 湯田町 安日人

後幼年身を潤幸命年若くは

心憂老に運出之病々 作後奉書

此系又潤幸命年若くは病病の上京流

其成身慶幸命 親類之病々 若くは

冬身身日(五也)出付願 断事

明治二十九年十月十日

平岡院合角九町

年々忠告事務
代々頭取事務

以上各事務取付

之旨

平岡院

此等事務付託云々

平岡院合角九町

格別
廣之旨
合入調之旨

江蘇神農院信田村
之旨

今度度程產物取付之旨等件之旨

諸君未申上旨

一 度程產物取付之旨等件之旨
右會新元少校金之旨等件之旨

右の如く自筆並書し只別紙に書き別紙に
任後書拂出の旨筆録を分取及此の
右の如く是等事と云ふ不都合の事何事
此の旨向後紛争を為すに相成らざる
付分取の旨筆録を
御化惠之旨御筆録を分取及此の旨
是等事と云ふ旨也

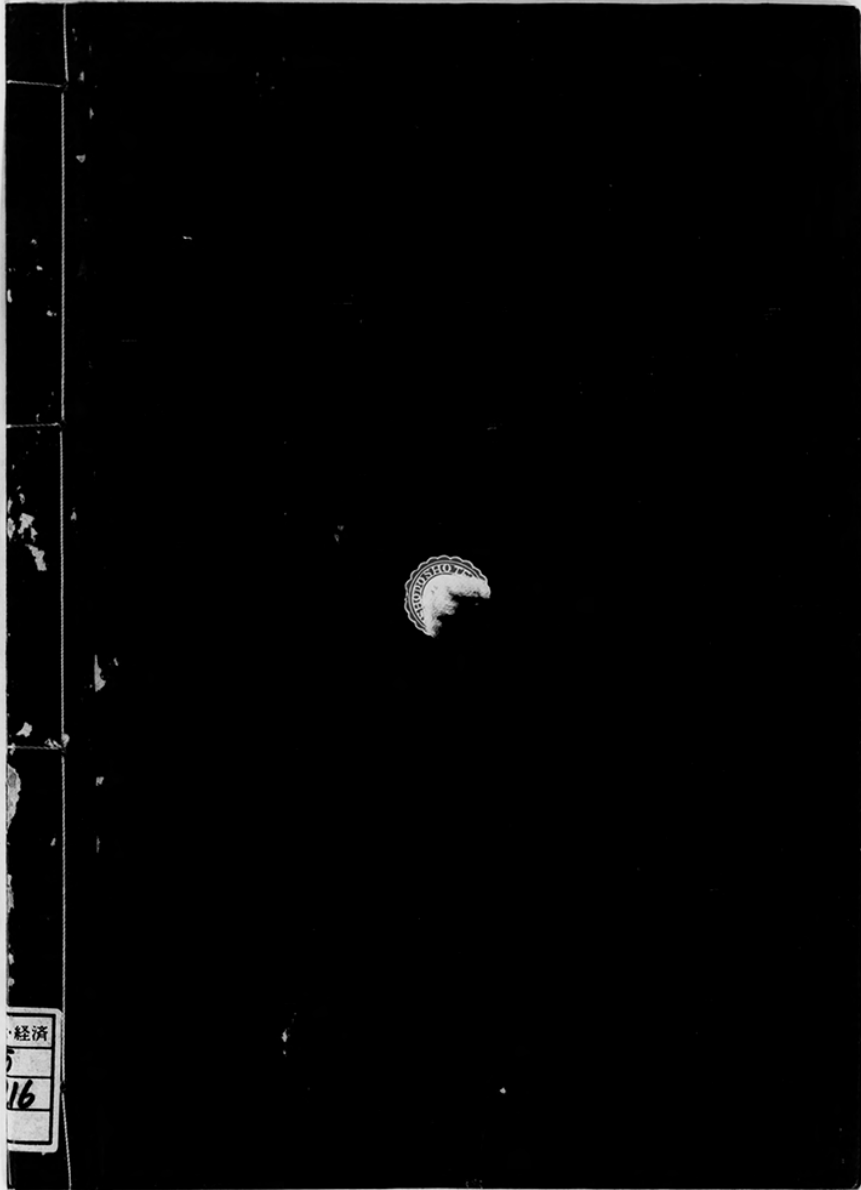
明治二十九年十月五日

右の如く自筆並書し
任後書拂出の旨筆録を分取及此の旨

右の如く自筆並書し
任後書拂出の旨筆録を分取及此の旨

京都
御政府

篇、言、一、く、一、行、ア、ヘ、カ、ラ、サ、レ、行、ハ、則、シ、有、ラ、ス
故、



経済
5
16